

監査報告書

学校法人倉橋学園

理事会 御中

評議員会 御中

私たち学校法人倉橋学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人倉橋学園寄附行為第28条の規定に基づき、学校法人倉橋学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法として、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類について検討を加えました。

監査の結果、学校法人倉橋学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

また、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

令和 8 年 6 月 10 日

学校法人倉橋学園

監事 齋藤和久

監事 橋田益男

